

21 日獣発第 202 号

平成 21 年 11 月 16 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

ペットフード安全法関係機関等連絡会議について(協力依頼)

今般、平成 21 年 10 月 28 日付け環自総発第 091028006 号をもって、環境省自然環境局長から、標記の件について別添写しのとおり協力要請がありました。

本件は、本年 6 月より施行された「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」、いわゆるペットフード安全法の趣旨に則り、関係機関・団体等の密接な連携の下に、ペットフードに関する情報の共有を図るとともに、同法の適切な施行に必要なペットフードに係る安全対策を推進することを目的として設置するペットフード安全法関係機関等連絡会議について、中央連絡会議への本会の出席と地方連絡会議への地方獣医師会の協力を求めたいとするものです。

つきましては、内容了知の上は、各地域において開催される地方連絡会議への貴会の協力をお願いします。

(注) 本件内容の問い合わせは、松岡事務局主任までお願いします。

環自総発第091028006号
平成21年10月28日



社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久 殿

環境省自然環境局長
鈴木 正規



ペットフード安全法関係機関等連絡会議の開催について

動物愛護管理行政の推進につきましては、平素から御指導御鞭撻を賜っているところであり、心より御礼申し上げます。

さて、本年6月より愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律が施行されたところです。同法の趣旨に則り、関係機関・団体等との連携を図りペットフードに関する情報の共有及び必要な安全対策の推進を図ることを目的として、標記会議を別紙要領案のとおり開催したいと存じます。また、全国の地方環境事務所等においても同様の趣旨による地方連絡会議の開催を予定しております。

つきましては、貴会におかれましても、本会議の御出席及び地方連絡会議へ地区獣医師会の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

環境省自然環境局総務課

動物愛護管理室 鈴木

TEL : 03-5521-8331



ペットフード安全法関係機関等連絡会議設置要領(案)

(趣旨)

第1条 「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」(平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。)の趣旨に則り、関係機関・団体等の密接な連携の下に、ペットフードに関する情報の共有を図るとともに、同法の適切な施行に必要なペットフードに係る安全対策を推進することを目的として、ペットフード安全法関係機関等連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するために次の事項につき協議を行う。

- (1) ペットフードの安全性に関する事項
- (2) 有害なペットフードの製造・流通の防止に関する事項
- (3) 問題発生時の連携体制の確保に関する事項
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第3条 連絡会議の構成員は別紙のとおりとする。ただし、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

構成員は必要に応じ変更することができるものとする。

(会議の開催)

第4条 会議は定例会議及び臨時会議とし、事務局が召集する。

- (1) 定例会議は毎年1回開催するものとする。
- (2) 臨時会議は必要に応じ、開催するものとする。
- (3) 定例会議及び臨時会議の進行は事務局が行う。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、環境省自然環境局総務課内に設置する。

(その他)

第6条 会議の運営等に関し必要な事項は連絡会議において定める。

附則 この設置要領は、平成21年 月 日から施行する。

別 紙（連絡会議参画予定団体）

【中央連絡会議】

消費者庁消費者情報課

社団法人 日本獣医師会

一般社団法人 ペットフード協会

ペットフード公正取引協議会

日本ペット栄養学会

独立行政法人 国民生活センター

財団法人 日本動物愛護協会

社団法人 日本動物福祉協会

社団法人 日本愛玩動物協会

社団法人 日本動物保護管理協会

公益社団法人 日本動物病院福祉協会

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

環境省自然環境局総務課

【地方連絡会議】

各都道府県動物愛護部局、畜産部局

各消費生活センター

各地区獣医師会

有識者等

農林水産省地方農政局消費・安全部安全管理課

環境省地方環境事務所野生生物課